

参加者の感想

○ 66歳 男性 参加初めて

小田清氏の講演は実証に基づく話で、大変わかりやすく、北海道（函館）に住む者として大変参考になりました。

義父（妻の父 平成6年死去）が風間浦村の出身で、今回初めて訪問し、大間原発は絶対に建設してはならないと強く思いました。

函館では全市民的に反原発の動きが徐々に広まってきており、市長以下1万人規模の市民集会を年内に開けという気運が高まってきている。

是非、青函相和して運動を盛りあげて行きたいと思えます。

○ 62歳 男性 2回目参加

北海道のお話を青森県に例えて聞きました。

青森（東北）で原発を使用しないで自家でまかなえるか調査。

泊村（六ヶ所、東通村、むつ市）運命共同体の人たちが残らない。

ゼロ原発工程表を作成して表示。

原発マネー（核燃マネー）の仕組み、青森県の知事が固執する理

由が分かった。

原発後の自治体は地域産業の崩壊等々、勉強になりました。

○ 77歳 男性 参加初めて

案内をいただきありがとうございました。北海道の実態を知り、参考になった。

○ 52歳 男性 2回目参加

「貧しいから原発来る」のではなく、「原発来て貧しくなる」がよく分かった。

むつ市も原発に左右される産業が興って、現在ストップし、学者が「青く」なっている。民宿、ホテルが人で一杯だったが、泊まる人が急に減ってしまった。

今日の地域主権改革、自治体構造改革にどう取り組む

角田 英昭（その1）

6月16日、青森市文化会館（リンクステーションホール青森）で、神奈川自治体問題研究所の角田英昭さんと呼んで、標記の学習講演会を開きました。

講師の角田さんは詳細なレジュメを用意し、講演の後には詳細な報告書まで送ってくれました。

以下、何回かにわけて要旨を報告します。

今日は、前半は「地方分権、地域主権改革の現況と政策と運動の課題」について、後半は「自治体構造改革、公務の民間化・市場化と公務労働」について話をさせていただき、皆さんと意見交換ができればと考えている。

[地方分権、地域主権改革の現況。政策と運動の課題]

《地域主権改革は何を目指しているのか》

民主党政権は、2010年6月に地域主権戦略大綱（以下「大綱」）を閣議決定した。これは同政権が始めて示した地域主権改革の全体像であり、取組みの指針である。

その内容は、自公政権時代の地方分権改革、構造改革路線を継承し、それをさらに徹底するものと言える。

具体的には「小さな政府」、市場原理・規制緩和を基本として、地域主権という名で国の責任と役割を限定し、住民の暮らし、福祉、教育、安心安全などに係る役割と実効責任を、基礎的自治体、すなわち市町村に委ねていく、率直に言えば押し付けていくものである。

同時に、小さな自治体では分権の受け皿にならない、だからもっと規模の大きな、フルセット型の自治体作りが必要だとして、平成の市町村合併を推進してきた。

《この国のかたち、国と地方の政府のあり方を再構築するもの》

この間、民主党政権は法令による義務付け・枠付け（以下「義務付け等」）の見直し、都道府県（以下「県」）から市町村への権限委譲を内容とする第1次、第2次一括法を2011年に成立させ、今年3月には第3次一括法案、地方自治法改正案も国会に提出した。

並行して国の事務・権限の地方移譲、出先機関改革も急ピッチで進め、一括交付金の対象も拡大するなど、地域主権改革を着実に進めている。

また、財界は、東日本大震災を絶好のチャンスとして更なる公務の民間化、規制緩和、東北をモデルにした道州制導入を声高に要求し、民主党政権もそれに呼応して PFI 法の抜本改正や総合改革特区法、復興特区法の制定等を進めてきた。

その意味では、この改革は住民要求の実現、自治の発展に繋がる側面も持っているが、実質はまさに財界の 21 世紀戦略に沿って「この国のかたち、国と地方の政府のあり方を再構築する」ものである。

《民主党（政権）は地域主権改革で何を提起しているのか》

民主党（政権）は 2009 年 4 月に地域主権構想「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」を発表した。その要旨は以下のとおり。

① 日本の統治の仕組みを分

権型社会に変え、地域のことは地域で決める主権を回復する。

② 分権国家の母体は基礎的自治体（市町村）とし、第 2 次平成の合併を推進し、現在の市町村を当面 700~800 程度に集約し、最終的には 300 程度にする。

③ 広域自治体は、道州によらず現在の県の枠組みを基本とする。県の執行権は縮小し、事務事業の 2/3 程度を基礎的自治体に移譲する。

④ 法令による義務付け・枠付けの見直しは、第 2 次勧告を踏まえて更に推進する。

⑤ 「ひも付き補助金」は廃止し、一括交付金にする。

⑥ 国は外交、防衛、危機管理、通貨、食料、教育・社会保障の最終責任などに限定し、国の出先機関は原則廃止する。

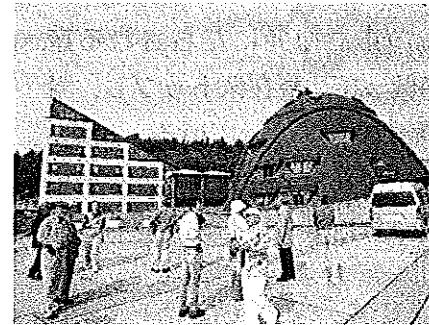
この中身は、基礎的自治体優先と言いながら、実質的には一般市町村を機軸とはしておらず、先にも述べた通り経済効率性の観点から、規模は中核市程度、権限は指定都市並みのフルセット型自治体を目指すものである。

また、県については徹底した縮

めることができました。

次の日、23 日は東通原発トウピレッジを見学しました。ガラス越しに東北電力と東京電力の敷地が見えました。

東京電力の発電所建設予定地は、東側は太平洋に面しています。敷地は、海岸線方向約 3km、陸地方向約 1.5km であり、ほぼ平坦な地形となっています。いずれも海岸線に近く、津波に対する抵抗力には疑問があります。



異様な東通議会棟（役場は左）
電源三法交付金と電気料による

東奥日報紙によると、今年の 10 月、東洋大学の渡辺教授（変動地形学）は、東通の東北電力 1 号機の敷地内に複数の活断層が存在するという調査結果をまとめました。これに対して東北電力と東京電力は「断層は地層が水を

含んで膨張してできた（膨潤作用）」などとして、敷地内に地震を起こす活断層は存在せず、原発の安全性に影響はないとしているということです。

昨年 1 月 21 日に開催された東北電力東通原発の耐震安全性をチェックする原子力安全・保安院の委員会で、活断層に詳しい委員 2 人は「敷地に活断層はない」とする東北電力の説明に、「どうしても理解できない」として、繰り返し強く再検討を求めていたと報道しています。

その後、出戸西方断層露頭を確認しました。ここは六ヶ所のウラン濃縮工場に近く、断層が地上にはっきり表れ、確認することができました。

六ヶ所 PR センターも見学してきました。

変動地形学者らは、六ヶ所核燃サイクル施設敷地直下には「六ヶ所断層」が走り、「大陸棚外縁断層」につながって大地震が発生する危険性を警告しています。

んが、「海と土地があれば生きていける。何があっても、絶対に土地は売るな」というマグロ漁師だった父親の言葉を守り、唯一売らずに残させた土地です。設置主体の電源開発は、当初の計画にあった炉心の位置を移し、この土地を鉄条網で仕切って、ぎりぎりのところで原発の敷地外としました。

小笠原厚子さんはあさ子さんの娘で、土地を強制収用されないために、親子2人でここに小屋を建てて住むことにしました。

あさ子さんが亡くなったあと、厚子さんはこの家を「あさこはうす」と名付け、設置者や原発賛成派からのいやがらせや圧力があっても、それに抗して、電気は太陽光と風力でまかない、「原発はいらない、海と土地があれば生きていける」というメッセージを次の世代に伝えるために住み続けていくという決意でいます。

その後、大間町奥戸・S段丘堆積物露頭の現場を案内され、確認。同時に高台から原発の建設状況を視察しました。

大間原発は軽水炉においてプルトニウムとウランの混合物(M

OX燃料)を利用するプルサーマルですが、とくにすべての燃料集合体をMOX燃料とする「フルMOX」を目指すとしています。それだけに他の原発と比べても危険性を指摘されているものです。

また、むつ市使用済み核燃料中間貯蔵施設の工事現場を見学し、有志で、原子力船むつを型どったむつ科学技術館を見学しました。

午後4時からは場所をプラザホテルに移し、理事の佐藤倅造氏を進行係にして、小田清氏による講演「原発立地と地域経済社会の変容～北海道泊原発の事例を中心に」が約1時間半にわたって行われました。講演の内容については後に詳しく触れたと思います。

午後6時15分からは、同じ佐藤倅造氏の司会で、函館からの参加者を含め、全員で大交流会が開かれました。今年の第11回自治体・地域づくりセミナーにも、函館の仲間が参加しましたが、今回は17人も参加され、交流を深

小・再編路線であり、広域自治体としての役割、意義については何の言及もなく、結果的には道州制への道筋づくりを意図するものになっている。

300自治体論についても、東大名誉教授の大森彌氏は、「仮に全国を一律に20万人以上の人口規模で統合・再編しようとするれば、それ以下の609市の殆どと1022の町村のすべてを解消しなければならぬ。わが国の国土、歴史、地域事情などを考えれば、多様な自治が存在するほうが自然であり、それを一律に人口規模で括りなおすのは、無理を超えて暴挙である」(2007/4/2町村週報)と断じている。

全国町村会も「(町村は)6割が合併したが、住民から合併して良かったと聞こえてこない。検証もしないで次の合併をやれと言われても簡単にいかない」と厳しく批判している。

こうした中、鳩山内閣は2009年の総選挙前に分権政策の見直しを行い、批判の強い300基礎自治体構想を棚上げし、市町村数に係る数値目標を削除した。しかし、合併は自主的と称して推進の方

針は崩しておらず、「構想」の考え方は「大綱」に基本的に引き継がれている。

《民主党政権の戦略大綱の基本は、“責任”の改革》

「大綱」では、地域主権改革は「国民が地域の住民として、自らの暮らす地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという・・・発想に基づいて推進する」と位置付け、「地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにする改革である」としている。そして「地域主権改革が進展すれば、自ずと自治体間の行政サービスに差異が生じてくるものであり、自治体の首長や議員を選ぶ住民の判断と責任は極めて重大になる」と述べている。

ここには「日本国憲法の理念の下に」という枕詞はついているが、憲法25条が求めている健康で文化的な最低限の生活を保障する国の責任や、役割については何の言及もなく、実質的には結果責任を住民に押し付けている。しかし、いま必要なのは、結果責任を住民

2012年10月12日 第68号

【事務局】青森自治研 三上正悟

〒030-0852 青森市大字大野字若宮 165-19

TEL 017-762-6234

自治研

に押し付けることではなく、憲法に規定された国民主権、地方自治の発展の展望と具体策を示し、格差と貧困が広がり、深刻化している今こそ、ナショナルミニマム保障における国の責任と役割、財政負担を明確にすることではないだろうか。

《法令による義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大》

まず、義務付け等の見直しとは何か。地方分権改革推進委員会は、それは「自治体の自治事務について、国が法令で事務の実施や方法を縛っているから、自治体が地域の実情に合った“最適な”行政サービスの提供ができない」、だから「義務付け・枠付けの条項を廃止又は条例に委ね、・・・条例による上書き権も認める。それが立法権の分権である」と言っている。

確かに条例制定権は、自治体側の活用如何では暮らし、福祉の向上や住民要求の実現に繋げることができる。かつて公害問題が深刻であった1960年代以降、患者・住民団体の激しい運動を背景に、革新自治体の東京都や京都府、

川崎市などで独自条例を制定し、規制を強化して公害防止、住民のいのち、健康、環境を守るなど貴重な成果をあげてきた。

問題は、今日の国や地方団体の狙いである。それは条例委任で最低基準を守る、改善する、必要な規制を強めるというのではなく、「地域の実情にあった」「自由度を拡大する」という名目で規制緩和や基順の切り下げに道を開くものである。地方団体の要望を見れば一目瞭然である。

(つづく)

会費納入のお願い

2012年度の会費、及びそれ以前の分も未納の方は納入をお願いします。

| | |
|------|------------|
| 個人会費 | 個人 3,000 円 |
| | 賛助 1,000 円 |
| 団体会費 | 10,000 円 |
| | 賛助 5,000 円 |

振込用紙を同封します。
行き違いになった場合は
ごめんなさい。

第12回自治体・地域づくりセミナー開かれる

第12回自治体・地域づくりセミナーは、9月22日(土)から9月23日(日)まで行われました。

今回のセミナーは原発・核燃施設の視察と、北海道地域・自治体問題研究所理事長 北海学園大学の小田清教授による「原発立地と地域経済社会の変容～北海道泊原発の事例を中心に」と題する講演を柱に行われました。

今回のセミナーには函館からも17人の仲間が参加し、親しく交流を深めました。

原発や核施設の視察には、理事の榎部孝行氏が同道し、詳しく説

明をしてくれました。

全体の参加者は60名あまりでした。



(講演する小田教授)

22日は午前11時に大間の「あさこはうす」に集合し、約15分ぐらい小笠原 厚子さんの話を聞きました。

「あさこはうす」は先祖伝来の土地を、大間原発建設のために買収されそうになった熊谷あさ子さ